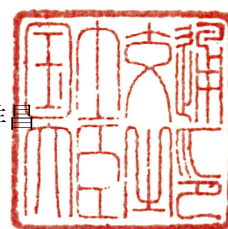


認 定 書

国住参建第 1904 号
令和 7 年 9 月 1 日

株式会社 北洲
特建営業部 部長 高橋 平 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-1736

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／仕上げ塗装無機質系塗材ガラス繊維入樹脂モルタル塗・ロックウール板・構造用面材[木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板]表張／強化せっこうボード裏張／木製軸組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 構造名

人造鉱物繊維断熱材充てん／仕上げ塗装無機質系塗材ガラス繊維入樹脂モルタル塗・ロックウール板・構造用面材[木質系ボード、セメント板、せっこうボード又は火山性ガラス質複層板]表張／強化せっこうボード裏張／木製軸組造外壁

2. 寸法及び形状等

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
壁高さ	構造計算等により構造安全性が確かめられた寸法とする
壁 厚	216.0 以上

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
① 柱 (荷重支持部材)	柱 ・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)平成12年建設省告示第1452号に規定する構造用製材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (2)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する構造用集成材(JAS及びJAS材の加工品を含む) (3)平成13年国土交通省告示第1024号に規定する単板積層材(JAS) (4)平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材又は第六号に規定する木材 ・寸法 105×105の断面寸法以上 ・密度 $0.38 \pm 0.08 \text{g/cm}^3$ 以上
② 間柱	・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)製材 (2)集成材 (3)単板積層材 ・寸法 36×105の断面寸法以上 ・間隔 500 以下
③ 外装材	・無機質系塗材：①、②のうち、いずれか一仕様とする ①仕様 組成(質量%) { 二酸化チタン 3.9 充てん剤(石灰岩粉又は、砂) 83.8 有機質成分(ポリマー分散液、増粘剤) 12.3 ②仕様 組成(質量%) { セメント 15 水酸化カルシウム 5 充てん剤(炭酸カルシウム、ケイ酸塩、二酸化チタン) 78 有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤) 2 塗厚 1 以上

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様																
③ 外装材 (つづき)	・仕上げ塗料 仕様：①、②のうち、いずれか一仕様とする ①なし ②あり 組成(質量%) <table> <tr> <td>二酸化チタン</td><td>14.8</td></tr> <tr> <td>着色顔料</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>充てん剤(石灰岩粉又は、砂)</td><td>55.3</td></tr> <tr> <td>有機質成分(ポリマー分散液、増粘剤)</td><td>29.7</td></tr> </table> 塗厚 0.3 以下	二酸化チタン	14.8	着色顔料	0.2	充てん剤(石灰岩粉又は、砂)	55.3	有機質成分(ポリマー分散液、増粘剤)	29.7								
二酸化チタン	14.8																
着色顔料	0.2																
充てん剤(石灰岩粉又は、砂)	55.3																
有機質成分(ポリマー分散液、増粘剤)	29.7																
④ 下地材	・樹脂モルタル：①、②のうち、いずれか一仕様及び③仕様とする ①仕様 組成(質量%) <table> <tr> <td>セメント</td><td>23.5</td></tr> <tr> <td>充てん剤(ケイ酸塩、炭酸カルシウム)</td><td>73.6</td></tr> <tr> <td>有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)</td><td>2.9</td></tr> </table> ②仕様 組成(質量%) <table> <tr> <td>セメント</td><td>25</td></tr> <tr> <td>水酸化カルシウム</td><td>8</td></tr> <tr> <td>充てん剤(ケイ酸塩)</td><td>63</td></tr> <tr> <td>有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)</td><td>4</td></tr> </table> 塗厚 3 以上 ③ガラス繊維メッシュ 厚さ 0.6 以上 網目寸法 4×4 以上 質量 160g/m² 以上	セメント	23.5	充てん剤(ケイ酸塩、炭酸カルシウム)	73.6	有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)	2.9	セメント	25	水酸化カルシウム	8	充てん剤(ケイ酸塩)	63	有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)	4		
セメント	23.5																
充てん剤(ケイ酸塩、炭酸カルシウム)	73.6																
有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)	2.9																
セメント	25																
水酸化カルシウム	8																
充てん剤(ケイ酸塩)	63																
有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤)	4																
⑤ 外張断熱材	①、②のうち、いずれか一仕様とする ①ロックウール板 組成(質量%)： <table> <tr> <td>・二酸化ケイ素</td><td>58.4_{±5.8}</td></tr> <tr> <td>・酸化アルミニウム</td><td>1.9_{±0.2}</td></tr> <tr> <td>・酸化鉄</td><td>8.4_(±0.8)</td></tr> <tr> <td>・酸化チタン</td><td>0.4_{±0.1}</td></tr> <tr> <td>・酸化カルシウム</td><td>19.8_{±2.0}</td></tr> <tr> <td>・酸化マグネシウム</td><td>6.2_{±0.6}</td></tr> <tr> <td>・酸化ナトリウム</td><td>4.5_{±0.5}</td></tr> <tr> <td>・酸化カリウム</td><td>0.4_{±0.1}</td></tr> </table> ②ロックウール保温板(JIS A 9504) 厚さ：80 以上 密度：75 kg/m³ 以上	・二酸化ケイ素	58.4 _{±5.8}	・酸化アルミニウム	1.9 _{±0.2}	・酸化鉄	8.4 _(±0.8)	・酸化チタン	0.4 _{±0.1}	・酸化カルシウム	19.8 _{±2.0}	・酸化マグネシウム	6.2 _{±0.6}	・酸化ナトリウム	4.5 _{±0.5}	・酸化カリウム	0.4 _{±0.1}
・二酸化ケイ素	58.4 _{±5.8}																
・酸化アルミニウム	1.9 _{±0.2}																
・酸化鉄	8.4 _(±0.8)																
・酸化チタン	0.4 _{±0.1}																
・酸化カルシウム	19.8 _{±2.0}																
・酸化マグネシウム	6.2 _{±0.6}																
・酸化ナトリウム	4.5 _{±0.5}																
・酸化カリウム	0.4 _{±0.1}																
⑥ 構造用面材	①～④のうち、いずれか一仕様とする ①木質系ボード (1)～(9)のうち、いずれか一仕様とする (1)構造用合板 ・規格：JAS ・厚さ：9以上 (2)製材 ・規格：JAS ・厚さ13以上 (3)構造用パネル																

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
⑥ 構造用面材 (つづき)	・規格：JAS ・厚さ：9以上 (4) 単板積層材 (LVL) ・規格：JAS ・厚さ：9以上 (5) 直交集成板 (CLT) ・規格：JAS ・厚さ：9以上 (6) シーリングボード ・規格：JIS A 5905 ・厚さ：12以上 ・密度：0.33～0.42g/cm³ (7) 構造用ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) ・規格：JIS A 5905 ・厚さ：9以上 (8) ハードボード ・規格：JIS A 5905 ・厚さ：9以上 (9) パーティクルボード ・規格：JIS A 5908 ・厚さ：9以上 ②セメント板 (1)～(15)のうち、いずれか一仕様とする (1) 硬質木毛セメント板 ・規格：JIS A 5404 ・厚さ：9以上 (2) 硬質木片セメント板 ・規格：JIS A 5404 ・厚さ9以上 (3) スレート板 ・規格：JIS A 5430 ・厚さ：9以上 (4) けい酸カルシウム板 ・規格：JIS A 5430 ・厚さ：9以上 (5) パルプ・けい酸カルシウム混入/セメント板 ・規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-0592 ・厚さ：9以上 (6) パルプ混入けい酸カルシウム板 ・規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-0656 ・厚さ：9以上 (7) 両面ポリ塩化ビニル被覆ガラス繊維ネット張/セメントモルタル板 ・規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-0711 ・厚さ：9以上 (8) 両面アクリル樹脂系塗装/パルプ混入フライアッシュセメント板 ・規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-2567 ・厚さ：9以上 (9) パルプ混入けい酸カルシウム板 ・規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-2601

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
6 構造用面材 (つづき)	・ 厚さ：9以上 (10) 繊維強化セメント板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-8576 ・ 厚さ：9以上 (11) 繊維混入けい酸カルシウム板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-8578 ・ 厚さ：9以上 (12) 化粧繊維混入けい酸カルシウム板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-8579 ・ 厚さ：9以上 (13) パルプ混入けい酸カルシウム板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-9029 ・ 厚さ：9以上 (14) アクリル樹脂系塗装/スラグセメントパーライト板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-9529 ・ 厚さ：9以上 (15) 両面アクリル系樹脂塗装/パルプ・けい酸質混入セメント板 ・ 規格：国土交通大臣認定準不燃材料 QM-0457 ・ 厚さ：9以上 ③ せっこうボード (1)～(7)のうち、いずれか一仕様とする (1) せっこうボード ・ 規格：JIS A 6901 ・ 厚さ：9以上 (2) 強化せっこうボード ・ 規格：JIS A 6901 ・ 厚さ：9以上 (3) 両面ボード用原紙張/せっこう板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-1908、NM-4127 ・ 厚さ：9以上 (4) ガラス繊維不織布入せっこう板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-9354 ・ 厚さ：9以上 (5) 両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 ・ 規格：国土交通大臣認定不燃材料 NM-9645、NM-9692 ・ 厚さ：9以上 (6) ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 ・ 規格：国土交通大臣認定準不燃材料 QM-0954-1、QM-0955-1 ・ 規格：国土交通大臣認定難燃材料 RM-0059 ・ 厚さ：9以上 (7) ボード用原紙張/せっこう板 ・ 規格：国土交通大臣認定準不燃材料 QM-1040 ・ 厚さ：9以上 ④ 火山性ガラス質複層板 ・ 規格：JIS A 5440 ・ 厚さ 9 以上
7 充てん断熱材	材料 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) グラスウール ・ 規格：JIA A 9504, JIS A 9521 ・ 厚さ：100 以上

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
7 充てん断熱材 (つづき)	・密度:16kg/m³以上 (2)ロックウール ・規格:JIA A 9504 ・厚さ:100 以上 ・密度:20kg/m³以上
8 内装材	材料:せっこうボード (JIS A 6901) ①、②のうち、いずれか一仕様とする ①単張り:強化せっこうボード、厚さ 15 以上 ②重ね張り:せっこうボード(下張り)、厚さ 12.5、 せっこうボード(上張り)、厚さ 9.5、 ・端部形状 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)スクエア (2)テーパ (3)ベベル

2)副構成材料

(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
①外張断熱材固定用 接着剤	・無機質系接着剤：①、②のうち、いずれか一仕様とする ①仕様 ・組成(質量%) - セメント 23.5 - 充てん剤(ケイ酸塩、炭酸カルシウム) 73.6 - 有機質成分(ポリ酢酸ビニル樹脂、添加剤) 2.9 ②仕様 ・組成(質量%) - 充てん剤(ケイ酸塩、炭酸カルシウム) 83.6 - 有機質成分(ポリアクリル樹脂、グリコールエーテル、添加剤) 16.4 ・塗厚 3 以下
②防湿気密フィルム	・材質 (1)～(4)のうち、いずれか一仕様とする (1)住宅用プラスチック系防湿フィルム ・規格：JIS A 6930 (2)包装用ポリエチレンフィルム ・規格：JIS Z 1702 (3)農業用ポリエチレンフィルム ・規格：JIS K 6781 (4)なし ・厚さ 0.2 以下
③ころび止め	・材質 木 ・種類 (1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)製材 (2)集成材 (3)単板積層材 ・寸法 36×105 の断面寸法以上
④目地処理材	・材料 せっこうボード用目地処理材 ・規格：JIS A 6914 ・塗布量：100g/m 以上
⑤留付材	[1]構造用面材固定用 ・材料 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)鉄丸くぎ - 寸法：N50 以上 (2)ねじ - 寸法：φ4.8×50 以上 ・材質：鋼製又はステンレス鋼製 ・間隔 周辺部 150 以下 - 中央部 200 以下 [2]内装材固定用 ・材料 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) - 寸法：GN40 以上 (2)十字穴付き木ねじ - 寸法：φ2.5×40 以上 ・材質：鋼製又はステンレス鋼製 ・間隔 周辺部 150 以下 - 中央部 200 以下 [3]防湿気密フィルム固定用 ・材料：工業用ステーブル

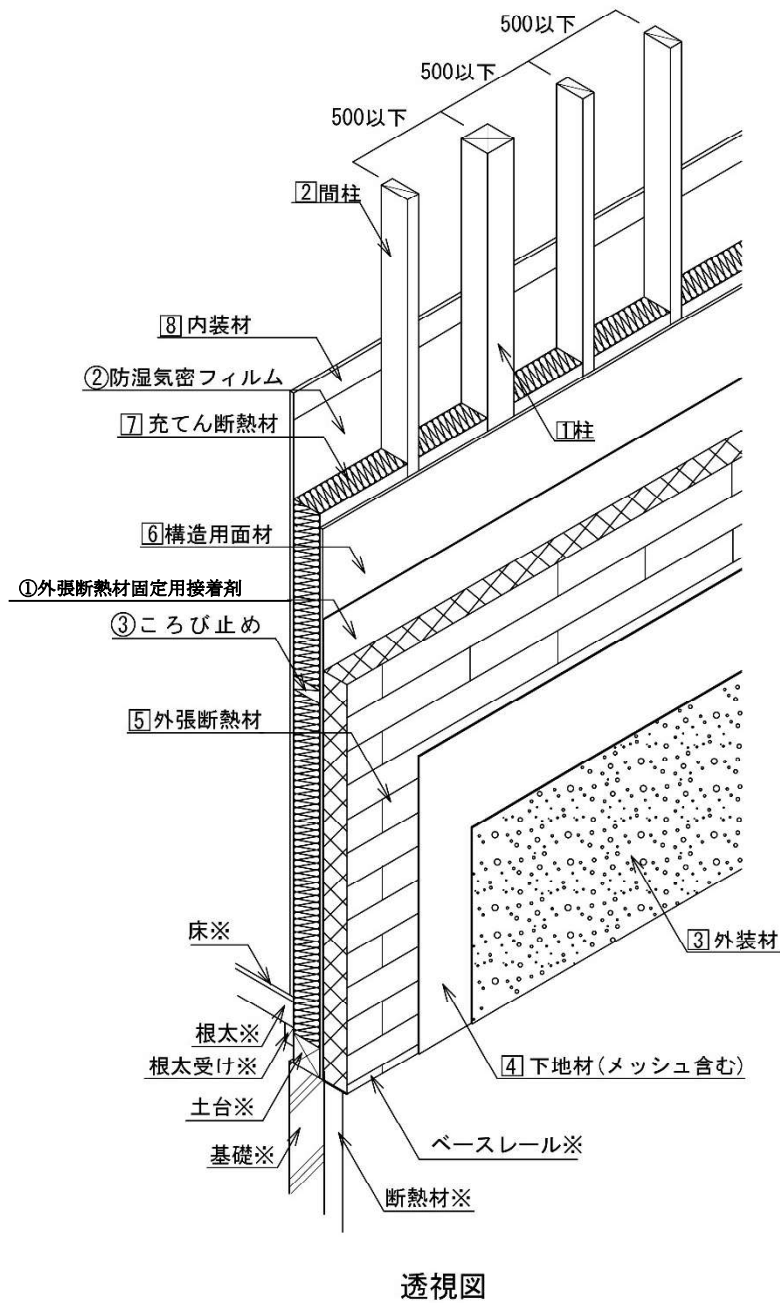
(寸法単位：mm)

項 目	仕 様
⑤留付材 (つづき)	・ 寸法：肩幅 10×足長さ 10 以上 ・ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 ・ 間隔 短辺方向：1000 以下 長手方向：両端 2 箇所以上 [4] ころび止め固定用 ・ 材料 (1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 鉄丸くぎ 寸法：N38 以上 (2) ねじ 寸法：φ 4.8×38 以上 ・ 材質：鋼製又はステンレス鋼製 ・ 間隔 2 本止め以上/1 箇所

4. 構造説明図

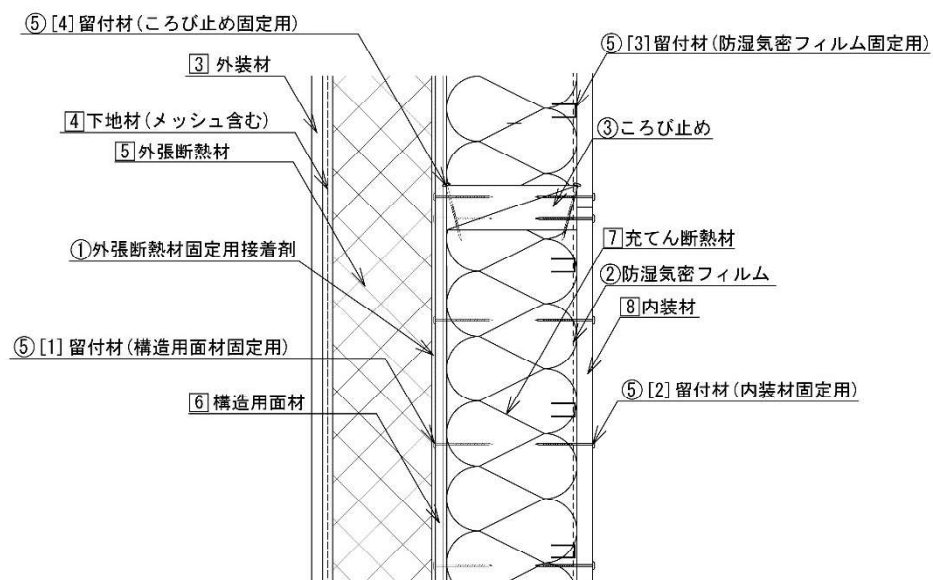
(寸法単位：mm)

<透視図>

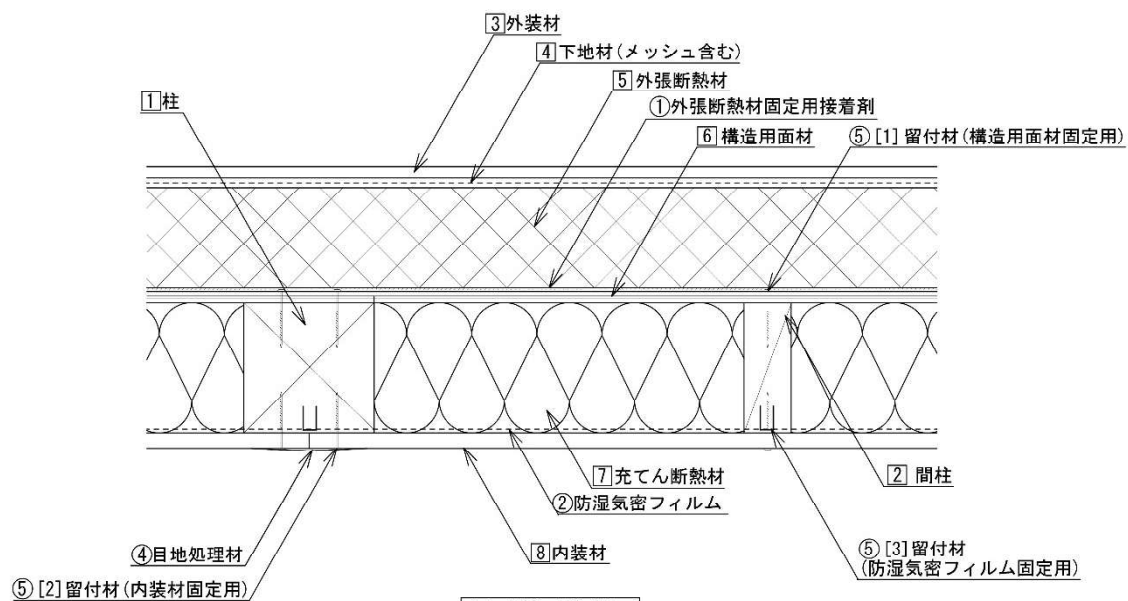


注) 寸法および材料構成は2 および 3 のとおり
※：本評価内容に含まない

<断面図>



鉛直断面詳細図



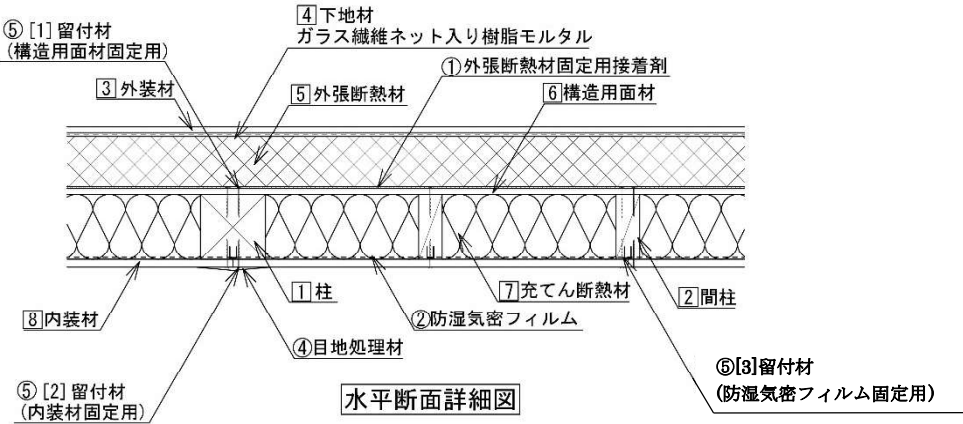
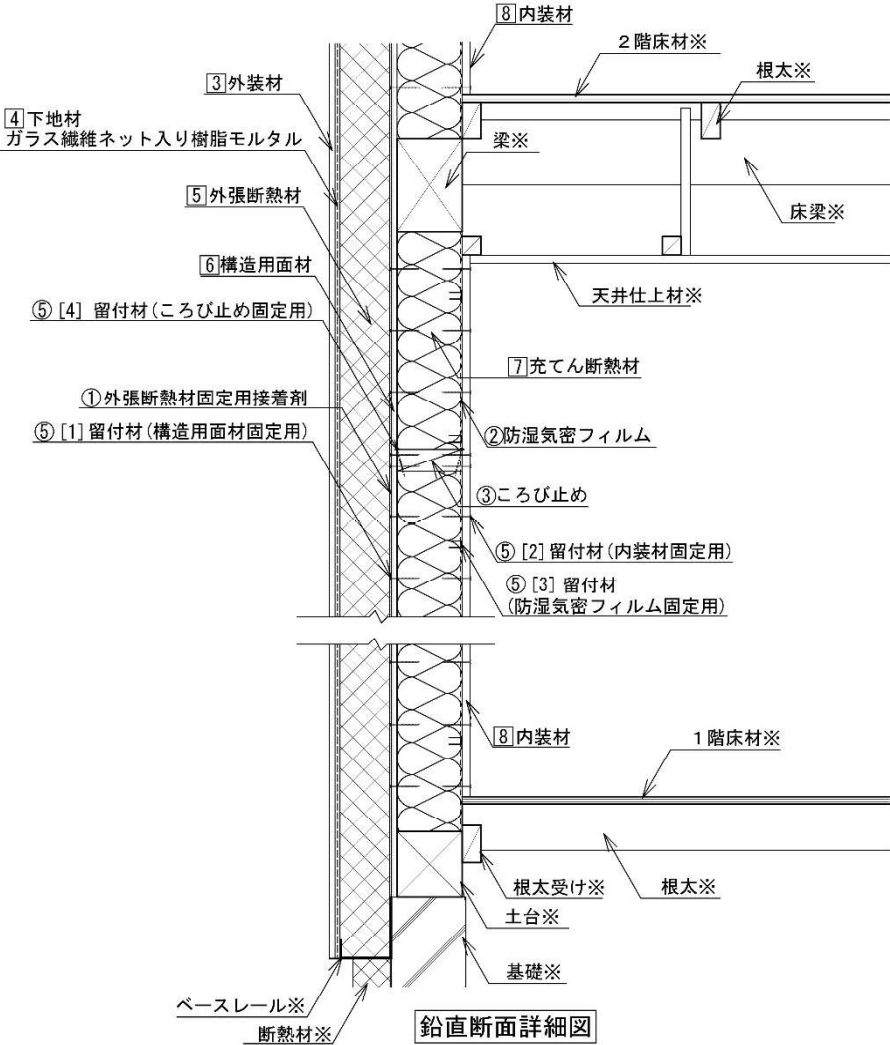
水平断面詳細図

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

※: 本評価内容に含まない

5. 施工方法等

< 施工図 >



注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

※：本評価内容に含まない

<施工手順>

1) 下地の組立

- ・柱及び間柱は反り曲がりのないものを使用し、土台の上部に垂直に 500 mm以下の間隔で取り付ける。

2) 構造用面材の取付け

- ・構造用面材は、柱及び間柱の表面に、構造用面材固定用留付材を用いて取付ける。

3) 外張断熱材の取付け

- ・外張断熱材は、構造用面材の表面に、断熱材固定用接着剤を用いて取付け、接着剤が固まるまで養生する。(24 時間以上)

4) 下地材の施工

- ・接着剤の養生後、樹脂モルタルを塗り込む。
- ・樹脂モルタルの上からガラス繊維メッシュの継ぎ目は、100 mm以上重ね合わせ、浮き上がり、たるみのないようにする。

5) 外装材の施工

- ・下地材の表面に外装材(無機質系塗材)を 1 mm以上塗付け、24 時間以上養生を行う。
- ・養生後、外装材(仕上げ塗料)を、ローラーを使用して 0.3 mm以下になるように塗付ける。

6) 充てん断熱材の充てん

- ・内装材を取付ける前に、充てん断熱材を柱及び間柱の間に充てんする。

7) 防湿気密フィルムの取付け(防湿気密フィルムを用いる場合)

- ・防湿気密フィルムは、横張又は縦張とし、重ね代は縦方向、横方向共に 90 mm以上とする。
- ・取付けはできるだけ、たるみ、しわのないよう、防湿気密フィルム固定用留付材を用いて仮留めする。

8) 内装材の取付け

- ・内装材は、内装材固定用留付材を用いて柱及び間柱の表面に取付ける。
- ・目地部には、内装材用目地処理材を施す。

(注意事項) 本仕様を施工するにあたっては、本仕様と開口部、床、屋根および軒裏等の取合いの部分において、炎の侵入を有効に防止することができる構造とする。

本構造に使用される各留付け材は、構造説明図に記載される所定の留付け先に十分なかかり代が確保されるよう、留付けている材料の寸法に応じた適切な長さで使用する。